

## I 基本理念

京都華頂大学・華頂短期大学（以下「本学」という。）は、浄土宗宗祖法然上人の立教開宗の精神に基づき「生命の尊さを深く理解し、素直に感謝のできる社会人を育成すること」を教育方針とするとともに、「和顔愛語」を学訓に掲げ「和やかで穏やかな顔立ち・態度、思いやりのあるやさしい言葉・行動」の大切さを教育の支柱としてきた。

この教育方針と学訓は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）」が目指す「共生社会の実現」に通じるものであり、本学においては、全ての学生や教職員が障がいへの理解を深め、修学環境の整備や障がいのある学生への合理的配慮を通じて、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら充実した学生生活を送ることができるよう必要かつ適切な支援を行う。

## II 定義

(1) 障がいのある学生とは、障害者基本法第2条に規定する『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある』本学の学生（本学への入学志願者を含む。）をいう。

(2) 合理的配慮とは、障がいのある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに本学が行う必要かつ適切な変更・調整をいう。

## III 基本方針

法及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則して以下の基本方針を定め、全ての学生や教職員が連携・協力して障がいを持つ学生への支援に取り組む。

### (1) 機会の確保

障がいのある学生が障がいのない学生と同等の修学機会を確保するために必要な支援を行う。

### (2) 情報公開

障がいのある入学志願者に対し、事前相談等により本学の受入れ姿勢や方針を示す等、受験時から在学中、卒業までの支援内容を情報公開する。

### (3) 決定過程

修学上の支援の内容は、障がいのある学生や保護者等からの要請に基づき、合意形成と共通理解を図ったうえで決定し、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況の変化に応じて適

宜見直しを行う。

(4) 教育方法等

本学の教学上の組織・機関及び事務局等の運営組織が緊密に連携・協力しながら、障がいのある学生への情報保障, コミュニケーション上の配慮, 公平な試験, 成績評価等に合理的配慮を行う。

(5) 支援体制

学生部を中心に、専門的な知識・経験を持つコーディネーターを含めた障がいのある学生を支援するためのチームを編成し、情報の一元化や教職員との密接な連携を図りながら、支援計画の作成や合意形成、支援状況の確認等を行い、大学全体として専門性のある支援体制の確保を図る。

(6) 施設・設備

障がいのある学生を含め、全学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した環境整備に努める。

(7) 理解促進・啓発

教職員や学生が障がいに関する理解を深めるとともに、この基本方針の的確な運用を図るためのガイドブックを作成し、定期的な研修・啓発を通じて、障がいのある学生への支援と障がいを理由とする差別の解消を推進する。

附則

1. この基本方針は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。
2. この基本方針の改廃は、本学部長会の議を経て京都華頂大学学長が行う。